免 除 を 受 け ら れ る 範 囲（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳用）

※身体障害者手帳の交付を受けている方で、個々の障害が下の表に示す等級に該当しなくても、複数障害を有する場合、下記のいずれかに該当すれば免除の対象となります。
（1）同一の障害の区分に属する障害のみを合算し、合算した等級が下の表に示す等級
（ただし、視覚障害は3級以上、上肢は1級、下肢の生計同一者運転又は常時介護者運転は2級以上）になる場合
（2）下肢障害6級以上を含み、かつ、異なる部位の障害等級の合算判定の結果合算後等級が2級以上となる場合
（生計同一者及び常時介護者による運転のみ）

区 分	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹不自由	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
								上 肢 機 能	移 動 機 能
本 人 運 転	１級～３級・４級の１（両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの）	２級・３級	３　級	３級の喉頭摘出による音声機能障害に限る	１級・２級の１（両上肢の機能の著しい障害）・２級の２（両上肢のすべての指を欠くもの）	１級～６級	１級～３級・５級	１級・２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	１級～６級
生 計 同一者 ・ 常 時 介護者 運 転	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	１級・２級・３級の１（両下肢をショッパー関節以上で欠くもの）	１級～３級	同　上	１級～３級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）

区 分	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	療育手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
本 人 運 転	１級・３級	１級・３級	１級・３級	１級・３級	１級・３級	１級～３級	１級～３級	Ａ１・Ａ２	１　級
生 計 同一者 ・ 常 時 介護者 運 転	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上